

(写)

警察庁丁交指発第70号
平成23年7月6日

総務省自治税務局企画課長 殿

警察庁交通局交通指導課



放置違反金に係る税務関係情報の取扱いについて（意見照会）

道路交通法（以下「法」という。）においては、放置車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることができる制度（放置違反金制度）が設けられていますが、放置違反金については、納付命令を行った都道府県公安委員会の置かれている都道府県の収入（法第51条の4第15項）とされ、督促を受けても放置違反金を納付しないときは、都道府県公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金を徴収することができる（法第51条の4第14項）こととされております。

都道府県公安委員会では、放置違反金の徴収に際し、必要がある場合は、法第51条の5及び国税徴収法第146条の2の規定に基づき各種照会を実施しており、税務関係についても、必要に応じ、これらの規定に基づいて都道府県又は市町村に対し、当該車両の使用者に関する税務関係情報について照会、協力を求めさせていただいているところであります。が、一部自治体において、都道府県公安委員会からの照会に対し、地方税法第22条の守秘義務に反するという理由により回答がなされない現状にあります。

貴省におかれては、各道府県税務主管部長等に対し「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（平成19年3月27日付け総税企第55号）を通知しているところと承知しておりますが、当該通知中の2(3)では、国民健康保険料等の地方税の滞納処分の例によると規定されている公金債権については、税務関係情報は滞納者との関係においては秘密ではなく地方税法第22条に定める守秘義務に反しない旨記載されているところであります。

そこで、これら国民健康保険料等と同様に地方税の滞納処分の例によることとされる放置違反金についても、同様と解してよろしいか、貴省の御意見を伺わせていただく照会いたします。

別添3

総税企第87号
平成23年7月12日

警察庁交通局交通指導課長 殿

写

総務省自治税務局企画課長



放置違反金に係る税務関係情報の取扱いについて（回答）

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第二百五号）第51条の4第14項の規定により、
公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができるところから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差し支えないものと解される。

原議保存期間 5年
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長 殿
(参考送付先)

各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

警察庁丁交指発第73号
平成23年7月21日
警察庁交通局交通指導課長

放置違反金に係る税務関係情報照会について（通知）

都道府県公安委員会は、放置違反金の督促を受けたにもかかわらず、その指定期限までに放置違反金を納付していない車両の使用者（以下「放置違反金滞納者」という。）に対して、地方税の滞納処分の例により、放置違反金を徴収することができることとされている。この際、必要がある場合は、道路交通法第51条の5第2項及び国税徴収法第146条の2の規定に基づき、都道府県又は市区町村（以下「自治体」という。）に対し、放置違反金滞納者に関する税務関係情報について照会、協力を求めているところであるが、一部自治体において、地方税法第22条の守秘義務に反するという理由により回答がなされない現状にある。

一方、総務省においては、各道府県税務主管部長等に対し、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができるところから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されており、これらの応答義務が課された情報については、滞納者との関係においては秘密ではなく、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差し支えなく、保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられる旨の通知（別添1。該当部分の記載は2(3)）を発出していることから、放置違反金についても国民健康保険料等と同様と解するかについて、当庁から総務省に対し意見照会（別添2）をした結果、総務省から本年7月12日付で、放置違反金についても国民健康保険料等と同様に、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されており、これらの応答義務が課された情報については、滞納者との関係においては秘密ではなく、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差し支えない旨の回答（別添3）がなされたところである。

各都道府県警察においては、総務省の回答を踏まえ、自治体の協力を得て、この種照会等を効果的に行い、放置違反金制度の適切な運用に努められたい。